覧 口

令和7中央第35号 令和7年10月2日

中央区区長

小田 満

衛生自治会支部長 久保田肇

秋の河川一斉清掃についてのお知らせ

秋冷の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 日頃は中央区衛生自治活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして下記の通り実施いたします。ご多用とは存じますが、きれいで 住みやすい中央区の生活環境づくりにご理解を頂き、ご協力をお願いいたします。

- 1. 日 時 10月26日(日) 午前8時~ ※雨天決行、全戸参加を基本としています。
- 2. 清掃範囲 中央区 区内全域
- 3. 内 容 ①河川の清掃
 - ②側溝・家庭の排水路の土砂さらい
 - ③道路のごみ拾い
 - ④散乱空き缶等の収集
 - *各町内会の実情、計画に従い実施をお願いいたします。

(注意) 不法投棄用のごみ袋に入るゴミは・燃やせるゴミ・燃やせないごみに分別し、収 集日に不法投棄用ゴミ袋に黄色のシールを貼り付け、ゴミステーションへ出して下さい。 11月は不燃ごみの収集がありませんので10月30日(木)に出して下さい。

(袋が足りない場合は公民館に連絡ください。)

使用済み乾電池、蛍光管、体温計等の収集

- 1. 収集日 10月26日(日)河川清掃と同時実施
- 2. 時 間 午前7時~午前8時(午前8時30分頃回収車が来ます。)
- 3. 搬入場所 中央区公民館駐車場(町内会役員、組長が一括して搬入。)
- 4. 収集するもの
 - (1) 電池類
 - ①使用済み乾電池(リチウムイオン電池、マンガン電池、アルカリ電池、ボタン電池等)
 - ②充電式バッテリー(モバイルバッテリー)
 - *注意1 自動車用等のバッテリーは回収しません。(自転車のバッテリーは回収可。)
 - *注意2 小型家電や分離できない内蔵型バッテリーは回収しません。 (ただし、加熱式たばこは回収対象とします。)
 - (2) 蛍光管・水銀使用製品
 - 直管・円形・球形等の形状にかかわらず、家庭から出た全ての蛍光管と水銀式体温計 水銀式血圧計等の水銀使用製品が収集の対象です。
 - *蛍光管はガムテープ等で束ねないでください。紐でのまとめ縛りは可。